


治験審査委員会標準業務手順書

GCP-RUL-D02

改訂日	2023年1月31日	版数	8.0
承認日	2023年1月31日		
承認者	治験審査委員会の設置者 医療機関の長 院長 降旗 謙一		
医療機関名	医療法人社団慶幸会 ピーワンクリニック		

本手順書の構成

第1章 治験審査委員会

- 第1条 (目的と適用範囲)
- 第2条 (治験審査委員会の責務)
- 第3条 (治験審査委員会の設置及び構成等)
- 第4条 (治験審査委員会の業務)
- 第5条 (治験審査委員会の運営)
- 第6条 (迅速審査)

第2章 治験審査委員会事務局

- 第7条 (治験審査委員会事務局の業務)

第3章 治験審査委員会の手順書等の公表

- 第8条 (会議の記録の概要の作成)
- 第9条 (治験審査委員会の手順書等の公表)
- 第10条 (公表の手段)

第4章 直接閲覧

- 第11条 (直接閲覧)

第5章 記録の保存

- 第12条 (記録の保存責任者)
- 第13条 (記録の保存期間)

第6章 調査審議の受託

- 第14条 (外部の医療機関からの調査審議の受託)

第7章 治験等に係る書式

- 第15条 (書式)
- 第16条 (押印省略)

附 則

- (本手順書の作成及び改訂)
- (施行期日)

第1章 治験審査委員会

(目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日 法律第145号）（以下「法」という）」並びに「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年3月27日厚生省令第28号）」（以下「GCP省令」という）及びその他関連通知等に基づいて、治験審査委員会の運営に関する手順を定めるものである。
- 2 医療機器の治験を行う場合には、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成17年3月23日厚生労働省令第36号）（以下「医療機器GCP省令」という）及びその他関連通知等に基づき治験を行う。その際、本手順書において「GCP省令」を「医療機器GCP省令」、「医薬品」を「医療機器」、「治験薬」を「治験機器」、「被験薬」を「被験機器」、「治験使用薬」を「治験使用機器」、「有害事象」及び「副作用」を「有害事象及び不具合」等にそれぞれ読み替えることにより、本手順書を適用する。
 - 3 再生医療等製品の治験を行う場合には、「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成26年7月30日厚生労働省令第89号）（以下「再生医療等製品GCP省令」という）及びその他関連通知等に基づき治験を行う。その際、本手順書において「GCP省令」を「再生医療等製品GCP省令」、「医薬品」を「再生医療等製品」、「治験薬」を「治験製品」、「被験薬」を「被験製品」、「治験使用薬」を「治験使用製品」、「被験薬」を「被験製品」、「有害事象」及び「副作用」を「有害事象及び不具合」等にそれぞれ読み替えることにより、本手順書を適用する。
 - 4 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後臨床試験を行う場合には、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成16年12月20日 厚生労働省令第171号）、「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成17年3月23日 厚生労働省令第38号）又は「再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成26年7月30日厚生労働省令第90号）を遵守する。なお、本手順書において「治験」を「製造販売後臨床試験」と読み替えることにより、本手順書を適用する。
 - 5 本手順書は、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験、及び医薬品、医療機器及び再生医療等製品の再審査申請、再評価申請（医療機器の場合は使用成績評価申請）の際に提出すべき資料の収集のために行う製造販売後臨床試験に対して適用する。

(治験審査委員会の責務)

- 第2条 治験審査委員会は、GCP省令第1条で掲げる「治験に関する原則的事項」を尊重し、全ての被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図る。また、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払う。
- 2 治験審査委員会は、院長より治験の実施又は継続の適否について意見を求められた場合には、調査審議の対象となる治験が倫理的及び科学的に妥当であるか否か、また、当該治験が実施医療機関において実施又は継続するのに適当であるか否かについて、提出された資料に基づき調査審議を行い、その結果を文書により院長に通知する。

(治験審査委員会の設置及び構成等)

- 第3条 院長は、治験に係る調査審議を行わせるため、院内に治験審査委員会を設置する。
- 2 治験審査委員会は、院長が指名する以下の者を含む5名以上をもって構成する。なお、院長及び治験責任医師は、情報を提供するために治験審査委員会に出席することはできるが、治験審査委員会の委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。
- 1) 委員長：1名
 - 2) 副委員長：1名又は複数名
 - 3) 委員：専門委員若干名
 - 4) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員（下記5)及び6)の委員を除く）：非専門委員1名以上
 - 5) 実施医療機関と利害関係を有しない委員：1名以上
 - 6) 院長と利害関係を有しない委員：1名以上（ただし、5)の委員と同一人物でも可)
- 3 委員の数が5名より多い場合には、非専門委員、実施医療機関と利害関係を有しない委員又は院長と利害関係を有しない委員の数を増やす等により、委員構成を適正な割合に保つことを考慮する。また、男女両性で構成することが望ましい。
- 4 委員の任期は2年とするが、事前に離任の申し出がない場合は自動的に2年間延長されるものとし、その後も同様とする。また、委員に欠員が生じた場合には、院長は必要に応じて後任者を指名する。この場合、後任の委員の任期は前任者の残余期間とする。
- 5 委員長及び副委員長は院長の指名により選出する。
- 6 委員長が不在時又は当該治験の関係者で審議・採決に参加できない等の場合には、副委員長若しくは委員長が指名する委員が業務を代行する。
- 7 院長は、治験審査委員会に関する情報について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、機構という）に登録し、情報の変更があった場合には、直ちに登録内容の更新を機構に依頼する。

(治験審査委員会の業務)

第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、以下の最新の資料を院長から入手する。なお、下記に規定する文書は、必ずしも個別の作成を求めるものではなく、記載すべき内容が確認できる場合にあつては、複数の文書を1つにまとめることが可能である。また、あらかじめ、治験依頼者、治験審査委員会及び院長の合意が得られている場合には、GCP省令第20条第2項及び第3項に関する治験を継続して行うことの適否についての意見に限り、治験審査委員会は、院長に加えて治験責任医師及び治験依頼者にも同時に文書により意見を述べることができる。この場合、GCP省令第32条第6項の規定に基づき、治験審査委員会の意見を院長が治験依頼者及び治験責任医師に文書により通知したものとみなす。

- 1) 治験実施計画書
 - 2) 治験薬概要書及び治験使用薬（被験薬を除く。）に係る科学的知見を記載した文書（既承認薬の添付文書又は注意事項等情報、インタビューフォーム、学術論文等）
 - 3) 症例報告書の見本（治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものと解してよい。）
 - 4) 説明文書及び同意文書
 - 5) 治験責任医師の履歴書（書式1）及びその他の文書並びに治験分担医師の氏名を記載したリスト（治験審査委員会が必要と認める場合には治験分担医師の履歴書）
 - 6) 治験の費用の負担について説明した文書（被験者への支払い（支払いがある場合）に関する資料）
 - 7) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
 - 8) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
 - 9) 被験者の安全等に係る報告
 - 10) 治験の現況の概要に関する資料（継続審査の場合）
 - 11) その他治験審査委員会が必要と認める資料
- 2 治験審査委員会は、以下の事項について意見を聴かれたときには、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から適切な期間内に審査を行い、その意見を文書で表明し、院長に通知する。
- 1) 治験を実施することの妥当性に関する事項
 - (1) 実施医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
 - (2) 治験責任医師等が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書等により検討すること

- (3) 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
- (4) 被験者の同意を得るに際しての説明文書及び同意文書の内容が適切であること
- (5) 被験者の同意を得る方法が適切であること
- (6) 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
- (7) 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること
- (8) 被験者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること

2) 治験実施中又は終了時に行う調査審議事項

- (1) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
- (2) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
- (3) 全ての重篤で予測できない副作用等
- (4) 治験実施中に実施医療機関で発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の適否を審査すること
- (5) 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報
- (6) 審査の対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合（ただし、治験実施計画書の分冊を作成しており、当該分冊に記載された当該実施医療機関以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合を除く。）
- (7) 治験の期間が1年を越える場合には、治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上審査すること

3) その他治験審査委員会が求める事項

- 3 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示及び決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験に参加させないように求める。
- 4 治験審査委員会は、本条第2項2号(1)から(6)の事項について、治験責任医師又は治験依頼者が院長を経由して治験審査委員会に速やかに文書で通知するよう求める。
- 5 治験審査委員会は、被験者に対する緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合、又は変更が事務的事項（例：治験依頼者の組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、モニターの変更）に関するものである場合を除き、治験審査委員会からの承認の文書を得る前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないよう求める。

- 6 治験審査委員会は、結果に対して、院長又は治験依頼者から文書で異議申し立てがあった場合には、再審査を実施する等適切に対応する。
- 7 治験審査委員会は、被験者に対して直接の臨床的利益が期待できない非治療的な内容の治験であって、被験者の同意を得ることが困難な者を対象とすることが予測される治験について承認する場合には、かかる被験者の参加を承認する旨を治験審査結果通知書（書式5）に記載する。
- 8 治験審査委員会は、緊急状況下における救命的な内容の治験において、被験者による事前の同意を得ることが不可能で、かつ、被験者の代諾者から同意を得ることができない場合にも治験が行われることが予測される治験について承認する場合には、治験責任医師等が速やかに被験者又は代諾者となるべき者に対して説明した経緯と結果を治験審査委員会に報告するよう治験審査結果通知書（書式5）に記載する。また、当該治験審査結果通知書（書式5）に被験者及び代諾者の同意なしに治験に加わった者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図るための方法を明記する。
- 9 治験審査委員会は、院長が専門治験審査委員会の意見を聴いた場合には、院長から報告された専門治験審査委員会の意見を踏まえて、治験の実施の適否について最終的な意見を述べる。
- 10 治験審査委員会は、院長から治験の継続の適否について意見を聴かれたときは、当該治験の実施状況について必要に応じて調査した上、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から、治験の継続について事態の緊急性に応じて速やかに審査を行い、その意見を文書で表明し、院長に通知する。
- 11 治験審査委員会は、院長から治験の継続の適否について意見を聴かれた際、院長が治験の実施について専門治験審査委員会の意見を聴いていた場合には、院長から報告された専門治験審査委員会の意見を踏まえて、治験の継続の適否について最終的な意見を述べる。

（治験審査委員会の運営）

- 第5条 治験審査委員会は、原則として月1回開催する。ただし、院長から、又は院長を通じ治験責任医師又は治験依頼者から緊急に意見を述べるよう要請があった場合には、事態の緊急性に応じ速やかに開催する。
- 2 治験審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査する。なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、院長に意見を文書で通知する。
 - 3 治験審査委員会事務局は、委員長の指示により、各委員に開催日程等を通知し、事前に審査資料を配付する。
 - 4 治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定でき

- る。
- 1) 少なくとも、委員総数の過半数ただし最低でも5名以上が参加していること
 - 2) 第3条第1項4)の委員が少なくとも1名参加していること
 - 3) 第3条第1項5)の委員が少なくとも1名参加していること
 - 4) 第3条第1項6)の委員が少なくとも1名参加していること（ただし、第3条第1項5)の委員と同一人物でも可)
- 5 委員長からの特段の指示がある場合を除き、Web会議等で、双方向の円滑な意思疎通が可能な手段による出席を妨げない。また、審議資料の配付、提示が適切にされている場合においては、Web会議にて出席した委員も審議及び採決に参加できる。なお、Web会議システムによる出席者は、自宅もしくは勤務先の個室等、音声及び映像が第三者に漏洩しない場所から出席するものとし、公共及び情報漏洩の恐れのある場所での出席は禁止とする。
- 6 採決に当たっては、審議に参加した委員のみが採決への参加を許される。
- 7 当該治験の治験依頼者の役員又は職員その他治験依頼者と密接な関係を有する委員は、説明を行うために治験審査委員会に出席することはできるが、当該治験に係る審議及び採決に参加することはできない。また、院長、治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者並びに治験依頼者と密接な関係を有する者は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審議及び採決への参加はできない。
- 8 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
- 9 採決は審議に参加した委員全員の合意を原則とする。
- 10 意見は以下の各号のいずれかによる。なお、2)～5)の場合には、その理由を付記する。
- 1) 承認する
 - 2) 修正の上で承認する
 - 3) 却下する
 - 4) 既に承認した事項を取り消す
 - 5) 保留する
- 11 治験審査委員会は、審議及び採決に参加した委員名簿（各委員の職業、資格及び所属を含む）に関する記録及び会議の記録を作成し保存する。
- 12 治験審査委員会は、審査終了後速やかに院長に、治験審査結果通知書（書式5）により審査結果を通知する。
- 13 治験審査委員会は、治験実施計画書、説明文書及び同意文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知した場合は、治験実施計画書等修正報告書（書式6）及び該当する資料を治験審査委員会へ提出させ修正内容を確認する。

- 14 治験審査委員会は、医療機関の長から調査審議の対象となる第4条第2項並びに本条第12項に定める事項以外の報告を受けた場合には、その内容を確認する。
- 15 治験審査委員会は、治験の実施を却下又は保留する決定を下し、その旨を通知する場合において、何らかの対応を必要とする場合には、その内容について治験審査結果通知書（書式5）に記載し通知する。

（迅速審査）

第6条 治験審査委員会は、承認済みの治験について、進行中の治験に関わる軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は委員長が行う。なお、以下の事項等が軽微な変更該当する。

- 1) 治験分担医師の追加・削除
 - 2) 1年を越えない場合の治験実施期間の延長
 - 3) 試験全体の実施症例数の追加
 - 4) その他、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない範囲での変更
- なお、軽微な変更のうち、審議を必要としない変更は、報告のみの対応を可能とし、次回の治験審査委員会にて報告を行うものとする。なお、以下の軽微な変更に関しては、保管のみの対応でも可能とする。

- 1) 治験実施計画書 分冊：治験依頼者の組織・体制の変更、モニターの変更
- 2) 治験実施計画書 分冊：当院以外の実施医療機関の追加及び組織・体制の変更等

- 2 迅速審査は、委員長が行い、委員が提出された資料の内容を審査し院長に通知する。委員長は、次回の治験審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。なお、委員長が当該迅速審査の対象となる治験の関係者である場合は、副委員長若しくは他の委員を指名して代行させる。

第2章 治験審査委員会事務局

（治験審査委員会事務局の業務）

第7条 院長は、治験審査委員会事務局を設置する。なお、治験事務局が治験審査委員会事務局を兼務することができる。

- 2 治験審査委員会事務局は、委員長の指示により、以下の業務を行う。
 - 1) 治験審査委員会の開催準備（治験審査委員会委員への開催案内及び審査資料の事前送付等）
なお、電磁的記録を用いて行う場合には、別途定める手順書等に従う。
 - 2) 治験審査委員会の会議の記録等（審議及び採決に参加した委員の名簿を含む）

の作成及びその概要の作成

3) 治験審査結果通知書（書式5）の作成及び院長への提出

4) 記録の保存

治験審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、会議の記録及びその概要、治験審査委員会が作成するその他の文書等を保存する。

5) その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第3章 治験審査委員会の手順書等の公表

（会議の記録の概要の作成）

第8条 院長は、以下の事項について記載した会議の記録の概要を作成する。

- 1) 開催日時
 - 2) 開催場所
 - 3) 出席委員名
 - 4) 議題及び審議結果を含む主な議論の概要
- 2 迅速審査については、その結果を次回の治験審査委員会へ報告することより、会議の記録の概要の作成を必要としない。
- 3 本条第1項4号に規定する議題については、原則、以下の内容を含むこと。
- 1) 成分記号（一般名が付されている場合にはその名称を含む。）
 - 2) 治験依頼者名
 - 3) 開発の相
 - 4) 対象疾患名（第Ⅲ相試験に限る）
- 4 本条第1項4号に規定する審議結果を含む主な議論の概要については、単に審議結果のみを記載するのではなく、質疑、応答等の主な内容を簡潔に記載する。なお、特に議論がなかった場合には、審議結果のみ記載することで差し支えない。

（治験審査委員会の手順書等の公表）

- 第9条 院長は、治験審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表する。なお、委員名簿には、職業、資格及び所属が含まれていなければならない。ただし、委員が資格等を特に有していない場合には、その部分について記載の必要はない。
- 2 院長は、会議の記録の概要を、治験審査委員会の開催（生物学的同等性試験等の調査審議のために開催した場合を含む。）ごとに公表する。

- 3 院長は、会議の記録の概要を、治験審査委員会の開催後 2 か月以内を目途に公表する。
- 4 院長は、治験依頼者より、会議の記録の概要に治験依頼者の知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、その求めに応じるとともに、必要があればマスキング等の措置を講じた上で公表する。
- 5 院長は、治験審査委員会の手順書及び委員名簿に変更があった場合には、直ちに、既存の公表内容を更新する。
- 6 院長は、実施医療機関の長が適切な治験審査委員会を選択できるよう、治験審査委員会の開催予定日について、可能な限りあらかじめ公表する。

(公表の手段)

第10条 院長は、治験審査委員会の手順書等を以下のいずれかの方法で公表する。。

- 1) 当院のホームページ (HP) にて公表する
- 2) 一般閲覧出来るよう院内に備えて置く

第4章 直接閲覧

(直接閲覧)

第11条 治験審査委員会は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに国内外の規制当局による調査を受け入れる。これらの場合には、モニター、監査担当者又は国内外の規制当局の求めに応じ、全ての治験関連記録を直接閲覧に供する。

第5章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第12条 治験審査委員会における記録の保存については、記録保存責任者の指示のもと、治験審査委員会事務局が実施する。

- 2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。
 - 1) 本手順書
 - 2) 委員名簿 (各委員の職業、資格及び所属を含む。なお、委員が資格等を特に有していない場合には、その部分について記載の必要はない。)
 - 3) 審査及び提出された文書
 - 4) 会議の記録 (審議及び採決に参加した委員名簿を含む) 及びその概要
 - 5) 書簡等の記録

- 6) 治験の調査審議の委受託に関する契約書（外部の医療機関から調査審議を受託する場合）
- 7) その他必要と認めたもの

（記録の保存期間）

第13条 記録保存責任者は、治験審査委員会において保存すべき治験に係る文書又は記録を、治験依頼者によって保存の必要がなくなった旨の通知がなされるまで保存する。なお、保存すべき期間は下記の1) 又は2) の日のうち、いずれか遅い日までとする。ただし、治験依頼者等がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者等と協議する。

- 1) 当該被験薬に係る医薬品の製造販売承認日（開発を中止した又は臨床試験の試験成績に関する資料が申請書に添付されないことを決定した旨の通知を受けた場合にはその通知を受けた日）
 - 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
 - 3) 製造販売後臨床試験の場合、当該試験薬の再審査又は再評価が終了した日
- 2 治験審査委員会は、実施医療機関の長を経由して治験依頼者より前項にいう承認取得（製造販売後臨床試験の場合には再審査又は再評価の終了）あるいは開発の中止等に関する報告を開発の中止等に関する報告書（書式18）で受ける。

第6章 調査審議の受託

（外部の医療機関からの調査審議の受託）

第14条 治験審査委員会は、外部の医療機関の長から当該医療機関における治験に関する調査審議の依頼を受ける場合、院長と当該医療機関の長との間でGCP省令第30条第2項に規定する事項を記載した文書により契約が締結された後に、当該医療機関の長からの治験審査依頼書の提出により調査審議を受託する。なお、調査審議においては、本手順書に準じて調査審議し、結果を治験審査結果通知書（書式5）により速やかに当該医療機関に通知する。

- 2 治験審査委員会は、実施が決定した外部の医療機関の治験については、原則として、治験開始から終了又は中止・中断されるまで継続的に調査審議を行う。
- 3 治験審査委員会は、結果に対して、当該医療機関の長又は治験依頼者から文書で異議申し立てがあった場合には、再審査を実施する等適切に対応する。

第7章 治験等に係る書式

(書式)

第15条 「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」について」（平成24年3月7日 医政研発0307第1号、薬食審査発 0307第2号及びその後の改正を含む）で定められた統一書式の他、必要に応じて、治験依頼者と協議の上、治験依頼者書式等を使用する。

- 2 統一書式で規定されている「参考書式」については、適宜協議し変更及び修正を行うことができる。また、別書式にて作成することも可とする。

(押印省略)

第16条 当治験審査委員会において前条で規定した治験関連手続き書類への押印を省略することができる。

- 2 押印省略の条件として治験依頼者及び院長との合意を前提とする。
- 3 省略可能な押印の適応範囲は、前条で規定された書類等における「治験審査委員会委員長」、「院長」及び「治験責任医師」の印とする。
- 4 委員長は、自らの責務で作成すべき書類の作成責任を負う。なお、各手順書、又は委任状等にて治験審査委員会事務局等が作成の支援を行うこととなっている場合は、当該担当者に業務を代行させることができるが、最終責任は各書類の作成責任者が負うこととする。
- 5 治験審査の依頼から終了等までの一連の業務にかかわる書類については、治験審査委員会審議資料、治験審査委員会議事録、治験審査結果通知書等の記録に基づき、後に改変の有無が検証可能であることから、これらの書類の保存をもって記録とすることができる。なお、書類の再発行や変更が生じた場合には、その経緯を記録する。
- 6 作成責任者が直接手書きした書類及び押印、署名等で作成責任者が作成したことが検証可能な場合は、それらを保存することとし、前項の指示・確認の記録の保存は不要とする。
- 7 治験依頼者との書類の授受は改変予防措置（PDF 化等）を行った後とする。当該書類を電子的に送信する場合には、ファイルの取り違い、送信先の間違い等が無いことを確認の上送信する。
- 8 電磁媒体で記録を保存する場合、必要な期間、真正性、見読性、保存性が担保される形として、PDF 形式で保存すると共に、定期的なバックアップを実施する。必要な期間にわたって電磁的記録での保存が困難な場合は、印刷の上保存する。

附 則

(本手順書の作成及び改訂)

本手順書は、治験審査委員会事務局が作成し院長の承認を得る。また、治験審査委員会事務局が適宜見直しを行い、必要に応じて改訂し、院長の承認を得る。なお、改訂に当たっては、改訂日及び版番号を記す。

(施行期日)

本手順書は、院長の記名押印又は署名の日より施行する。

以上